

第4回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会 次第

日 時：令和7年11月10日(月)

午後1時15分～3時

場 所：市民プラザたけふ3階 多目的室1

1 挨拶

2 第3回協議会補足説明

… 資料1

3 議 事

… 資料2

(1) これまでの協議会について

(2) 改定の必要性について

(3) 基本水量について

(4) 使用料改定案について

(5) 改定時期について

4 そ の 他

今後のスケジュールについて

(議長席)

齊藤副課長

奥 村 会 長

PC

禿 委 員	○								
宇 野 委 員	○					○	山 下 委 員		
永 田 委 員	○					○	柴 田 委 員		
下 村 委 員	○					○	畝 田 委 員		
牧 井 委 員	○					○	牧 野 委 員		

○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---

小谷副課長

市村所長

山田建設部理事

山田部長

兵課長

須磨課長

○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---

課員

課員

課員

課員

課員

課員

○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---

受託事業者

○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---

傍聴者

第3回協議会 補足説明

第4回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会

越前市上下水道課

第2回協議会議事録修正について

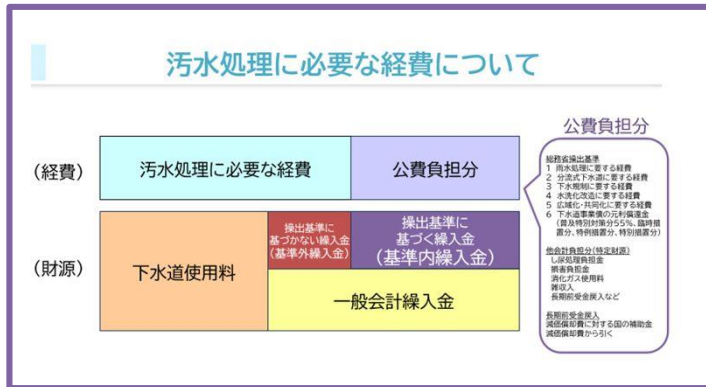
第2回協議会において、汚水に必要な経費を表示した図において各費用と財源の割合が実際の金額のものと違った点において、一度事務局が正しいと回答したあと、補足で資料の最後に出てくる図(P5)が正しいと説明した箇所について誤りがあったため修正をしました。正しい数値を基に図を作成しました(P3.4)。

第2会議録 P2、3

委員	資料2の11ページの一般家庭に例えると…の(財源)の図の給料と親からの支援金の比率は、下水道使用料と一般会計繰入金の比率で間違いないのか。実際こんなに下水道使用料が少ないのか。	委員	資料2の11ページの一般家庭に例えると…の(財源)の図の給料と親からの支援金の比率は、下水道使用料と一般会計繰入金の比率で間違いないのか。実際こんなに下水道使用料が少ないのか。
事務局	割合は下水道使用料と一般会計繰入金の比率を参考になっている。 下水道事業には雨水を処理する機能や環境を保全する機能があり、その部分については汚水を流した人だけではなく市民全体が受ける恩恵があるので、基準内繰入金と	事務局	割合は下水道使用料と一般会計繰入金の比率を参考になっている。 下水道事業には雨水を処理する機能や環境を保全する機能があり、その部分については汚水を流した人だけではなく市民全体が受ける恩恵があるので、基準内繰入金と
← して市の財政が賄っている部分である。基準内繰入金以外は基準外繰入金として主に税金で賄われている。<u>11ページ図は分かりやすくするため、実際の割合とは少し違う</u> ← ている。<u>実際の金額の割合については後ほどの図で再度説明する。</u>		← して市の財政が賄っている部分である。基準内繰入金以外は基準外繰入金として主に税金で賄われている。 <u>補足する。この図は基準外の考え方を分かりやすくしたものであるため、実際の比率とは違っている。後ほどの図でバランスが実際の割合に近いものを用意しているので、その時に説明する。</u>	

第2回協議会議事録修正について

第2回協議会説明資料 P20



污水处理に必要な経費について

(経費)

污水处理に必要な経費
949,866

公費負担分
971,343

(財源)

下水道使用料
760,668

繰出基準に
基づかない
繰入金
(基準外繰
入金)
189,198

繰出基準に基づく繰入金
(基準内繰入金)
971,343

一般会計繰入金
1,160,541

公費負担分

経費省操出基準

- 1 雨水処理に要する経費
- 2 分流式下水道に要する経費
- 3 下水規制に要する経費
- 4 水洗化改造に要する経費
- 5 広域化・共同化に要する経費
- 6 下水道事業債の元利償還金
(普及特別対策分55%、臨時措置分、特別措置分、特別措置分)

他会計負担分(特定財源)

- し尿処理負担金
- 損害負担金
- 消化ガス使用料
- 雑収入
- 長期前受金戻入など

長期前受金戻入
減価償却費に対する国の補助金
減価償却費から引く

第2回協議会議事録修正について

第2回協議会説明資料 P21

一般家庭に例えると...

(経費)	食費・光熱水費など	ローンの返済金	家や車のローンの利息	その他
(財源)	給料	親からの援助金		
		基準外繰入金	基準内繰入金	

取り決め以外で親が支払う必要のないもの

親との取り決めで親が負担することになっているもの

一般家庭に例えると...

(経費)	食費・光熱水費 など 629,324	ローンの返済金 915,881	家や車の ローンの利息 274,696	その他
	101,308			
(財源)	給料 760,668	親からの援助金 1,160,541		
		提出基準に 基づかない 繰入金 (基準外繰 入金) 189,198	基準内繰入金971,343	

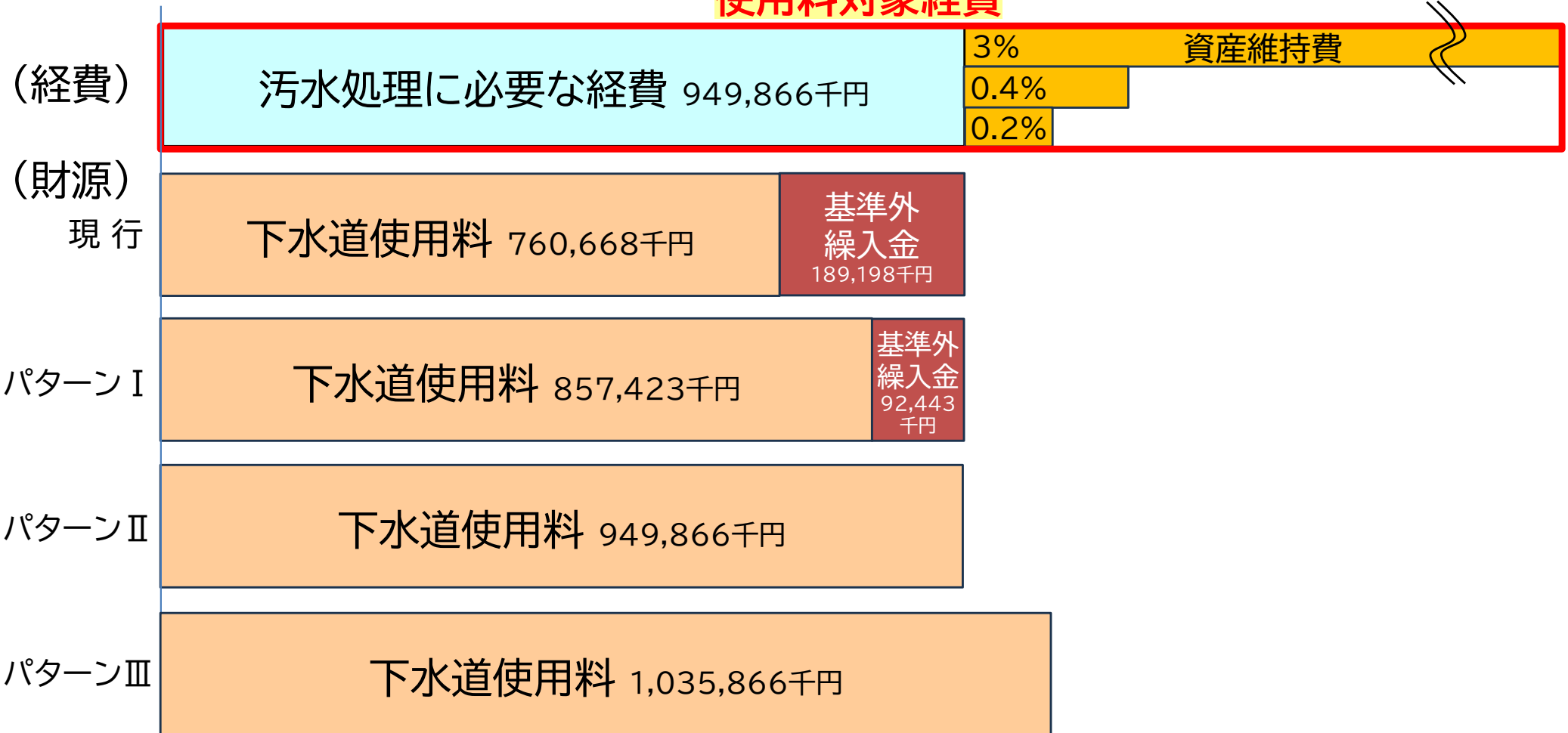
取り決め以外で
親が支払う
必要のないもの

親との取り決めで親が負担する
ことになっているもの

適正な下水道使用料の考え方

第2回協議会説明資料
P23

使用料対象経費



第3回協議会委員からの意見・質問に対する補足

番号	意見・質問	回 答	第2回 補足資料 スライド
1	資料9ページの資金不足額の92,443千円はどこから計算された数字か。5年平均の計算式等があればわかりやすいが、92,443千円の結果の数値しか出てないためわかりにくい。この数字はここからきているという根拠が分かれば良い。	表の1番下の不足額から逆算して算出している。 次回、計算根拠等を説明する。	9

第2回補足説明資料
P9

資産維持率の検討

- 水道料金を参考に資産維持率3.0%とすると、あまりに急激な上昇となるため、資産維持率0.1%～3%について試算しております。
- 財源のバランスをみながら計上すべき資産維持率を検討します。

※使用料対象期間（R7～R11の5年間） 合計

（単位：千円）

資産維持率（※1）	0%	0.1%	0.2%	0.4%	0.6%	0.8%	1.0%	2.0%	3.0%
維持管理費（A）	640,362								
資本費（B）	1,942,530								
資産維持費（C）（※2）	0	43,000	86,000	171,999	257,999	343,999	429,998	859,997	1,289,995
公費負担分（D）	1,725,469								
汚水処理費（A+B+C-D）	857,423	900,423	943,423	1,029,422	1,115,422	1,201,422	1,287,421	1,717,420	2,147,418
資金不足額	92,443								
下水道使用料	760,668								
不足額	189,198	232,198	275,198	361,197	447,197	533,197	619,196	1,049,195	1,479,193

使用料対象経費

使用料対象経費の算定

補足資料

投資財政計画の各数値から使用料対象経費を算出しました。

- ・ 水道料金を参考に資産維持率3.0%とすると、あまりに急激な上昇となるため、資産維持率(※2)0.1%～3%について試算しております。
- ・ 財源のバランスをみながら計上すべき資産維持率を検討します。

※使用料対象期間（R7～R11の5年間）合計

（単位：千円）

資産維持率（※1）	0%	0.1%	0.2%	0.4%	0.6%	0.8%	1.0%	2.0%	3.0%
維持管理費（A）	640,362								
資本費（B）	1,942,530								
資産維持費（C）（※2）	0	43,000	86,000	171,999	257,999	343,999	429,998	859,997	1,289,995
公費負担分（D）	1,725,469								
污水处理費（A+B+C-D）	857,423	900,423	943,423	1,029,422	1,115,422	1,201,422	1,287,421	1,717,420	2,147,418
下水道使用料	760,668								
污水处理費一下水道使用料	96,755	139,755	182,755	268,754	354,754	440,754	526,753	956,752	1,386,750
基準外繰入金 3条					36,193				
基準外繰入金 4条					56,250				
不足額	189,198	232,198	275,198	361,197	447,197	533,197	619,196	1,049,195	1,479,193

（※1）資産維持率・・・水道事業では「水道料金算定要領」（日本水道協会）にて資産維持率は少なくとも3%必要と示されている。
下水道事業では具体的な算定方法は明示されていないが、今後計上されることが望ましいとされている。

（※2）資産維持費・・・資産の更新を行う際の高度化・物価上昇などに伴う所要額。

一般会計繰入金の必要額について

資金不足額

補足資料

収支が均衡するのに必要な一般会計からの繰入金

経営戦略
P74, 75

○他会計繰入金 (単位：千円)

区 分	年 度	R5年度	R6年度 決算 見込	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度
収益的収支分		943,859	1,003,818	961,348	1,008,536	1,050,119	1,015,015	1,012,999	988,470	979,875	1,013,061	1,020,638	994,980	971,259	964,505
うち基準内繰入金		838,948	883,696	866,736	874,674	891,661	851,363	898,846	875,834	854,716	874,473	850,967	852,918	851,396	846,685
うち基準外繰入金		104,911	120,122	94,612	133,862	158,458	163,652	114,154	112,637	125,158	138,588	169,671	142,061	119,863	117,820
資本的収支分		507,986	57,856	83,348	172,629	176,559	178,020	144,129	110,978	126,292	125,335	122,155	118,572	113,081	110,218
うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち出資金（基準内）		114,046	1,606	27,098	116,379	120,309	121,770	87,879	110,978	126,292	125,335	122,155	118,572	113,081	110,218
うち出資金（基準外）		393,940	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1,451,845	1,061,674	1,044,696	1,181,165	1,226,678	1,193,035	1,157,129	1,099,448	1,106,167	1,138,396	1,142,793	1,113,552	1,084,340	1,074,723

一般会計繰入金合計
1,160,541千円

基準内繰入金

971,343千円

3条 876,656千円
4条 94,687千円

基準外繰入金

189,198千円

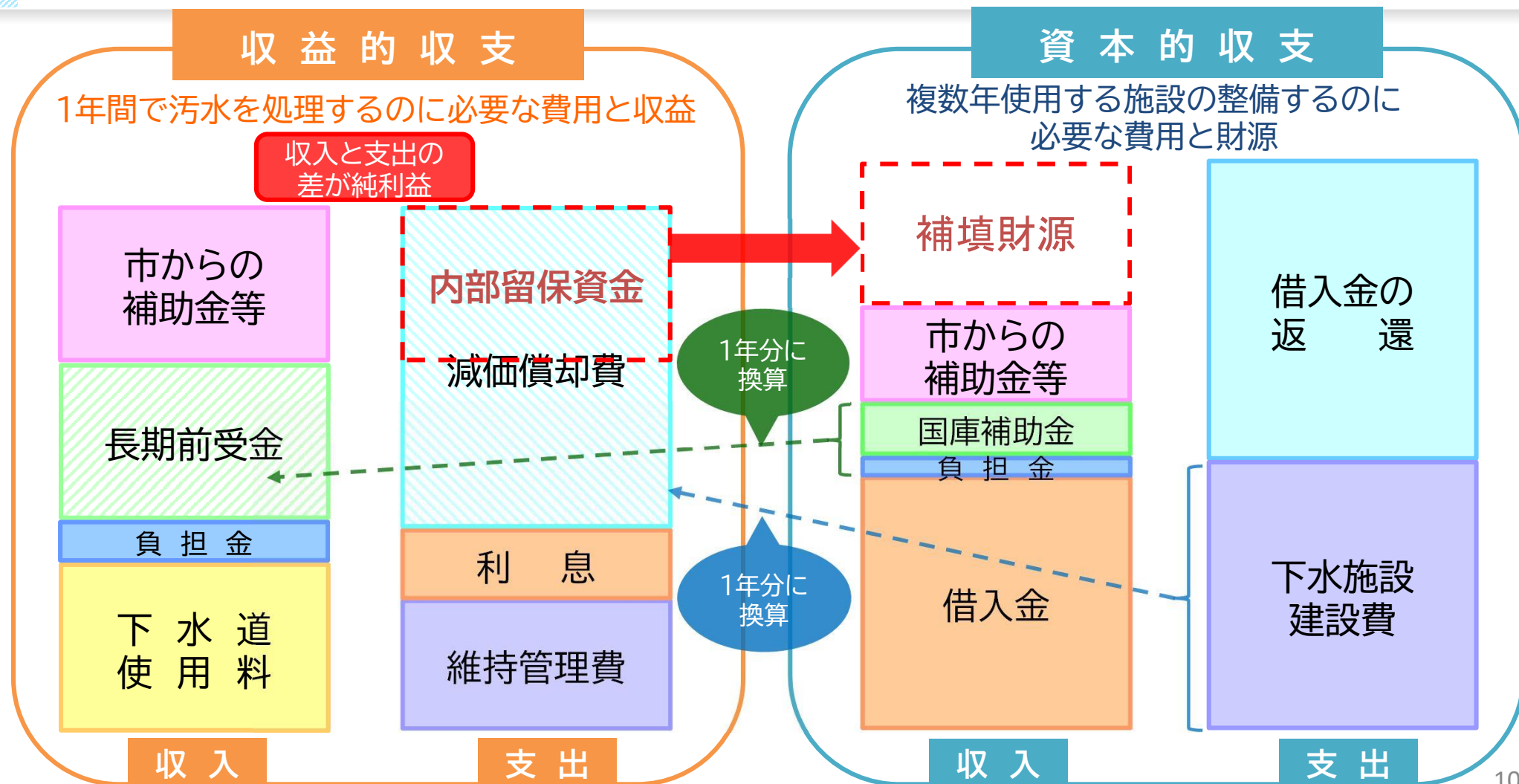
= 資金不足額

※R7～11(5年間)の平均

92,443千円

3条 96,755千円
4条 36,193千円
56,250千円

越前市下水道事業の経営状況について



収益的収支

単年で汚水を処理するのに必要な費用と収益

維持管理費

・・・日常の下水道施設の維持管理に要する経費

資本費

・・・減価償却費、企業債等支払利息(一時借入金利息を除く。)及び企業債取扱諸費等

維持管理費(A) 資本費(B)

経営戦略
P72～73

下水道使用料

合計 3,803,340
平均 760,668

18年度

維持管理費(A)
640,362

職員給与費
合計 163,076
平均 32,615

修繕費、材料費
電力費、委託料
合計 3,038,734
平均 607,747

資本費(B)
1,942,530

減価償却費
合計 8,339,173
平均 1,667,835

支払利息
合計 1,373,478
平均 274,696

純利益計
合計 185,942
平均 37,188

支出計
合計 12,914,460
平均 2,582,892

年 度		R5年度	R6年度 (決算見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
区 分													
収益的 収 入	1. 営業収益 (A)	927,491	964,468	949,115	946,177	958,613	975,978	953,617	963,061	969,064	965,941	982,479	982,479
	(1) 料金収入	782,005	761,478	745,718	753,162	760,639	768,138	775,683	783,260	790,859	794,376	802,056	808,210
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	145,486	202,989	203,397	193,015	197,974	207,840	177,934	179,791	178,205	171,565	179,423	174,269
	2. 営業外収益	1,564,343	1,658,069	1,644,391	1,669,679	1,688,504	1,659,017	1,666,483	1,683,260	1,690,859	1,694,376	1,702,056	1,708,210
	(1) 補助金	810,235	893,371	860,667	890,231	919,239	894,618	889,995	894,618	899,995	894,618	889,995	889,995
	他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金	798,373	871,173	833,062	882,626	919,239	884,618	879,995	884,618	879,995	884,618	879,995	879,995
	国庫補助金	11,637	21,115	27,350	7,350	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	都道府県補助金	225	0	255	255	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他補助金	0	1,083	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	746,423	760,265	776,804	772,527	762,345	757,478	769,567	757,478	769,567	757,478	769,567	757,478
	(3) その他	7,685	4,433	6,920	6,920	6,920	6,920	6,920	6,920	6,920	6,920	6,920	6,920
	収 入 計 (C)	2,491,834	2,622,537	2,593,506	2,615,856	2,647,117	2,634,995	2,620,100	2,634,995	2,634,995	2,634,995	2,634,995	2,634,995
収益的 支 出	1. 営業費用	2,144,963	2,226,079	2,283,682	2,275,422	2,298,916	2,293,068	2,333,352	2,293,068	2,333,352	2,293,068	2,333,352	2,293,068
	(1) 職員給与費	31,242	32,830	30,716	31,638	32,587	33,564	34,571	33,564	34,571	33,564	34,571	33,564
	基本給	16,786	16,149	16,792	17,296	17,815	18,349	18,900	18,349	18,900	18,349	18,900	18,349
	退職給付費	0	3,011	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	14,456	13,670	13,924	14,342	14,772	15,215	15,671	15,215	15,671	15,215	15,671	15,215
	(2) 経費	514,675	548,901	560,060	547,996	589,402	592,741	608,162	592,741	608,162	592,741	608,162	592,741
	動力費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	修繕費	10,423	9,535	10,323	10,738	11,169	11,617	12,083	11,617	12,083	11,617	12,083	11,617
	材料費	1,710	2,045	1,883	1,961	2,042	2,126	2,214	2,126	2,214	2,126	2,214	2,126
	その他	502,542	537,323	547,854	535,297	576,191	578,998	593,865	578,998	593,865	578,998	593,865	578,998
	(3) 減価償却費	1,585,679	1,634,348	1,676,140	1,679,022	1,660,161	1,649,997	1,673,853	1,649,997	1,673,853	1,649,997	1,673,853	1,649,997
	(4) 資産減耗費	13,226	10,000	16,766	16,766	16,766	16,766	16,766	16,766	16,766	16,766	16,766	16,766
	(5) その他営業費用	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営業外費用	217,252	339,320	305,617	294,048	284,150	275,365	269,940	266,553	259,418	249,368	239,908	239,908
	(1) 支払利息	06,269	324,876	293,341	283,355	273,004	263,482	260,296	256,703	249,654	240,163	230,808	230,808
	(2) その他	10,983	14,444	12,276	11,593	11,146	11,883	9,644	9,850	9,764	9,205	9,090	9,090
	経 常	62,215	2,565,399	2,589,299	2,570,370	2,583,066	2,568,433	2,603,292	2,589,689	2,576,718	2,598,063	2,591,100	2,591,100
	特 別	29,819	57,138	4,207	45,485	64,051	66,561	16,808	14,952	26,279	38,867	68,700	68,700
	特 別	2,962	2,788	2,234	2,234	2,234	2,234	2,234	2,234	2,234	2,234	2,234	2,234
	特 別 損 益 (F)-(G)	△ 2,962	△ 2,788	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234
	当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	26,657	54,351	1,973	43,251	61,817	64,327	14,574	64,327	64,327	64,327	64,327	64,327
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	231,494	233,555	104,212	73,047	95,945	132,954	87,944	132,954	132,954	132,954	132,954	132,954

資 本 的 収 支

複数年使用する施設を整備するのに必要な費用と財源

資本的収支

経営戦略
P74～75

区 分		年 度		R5年度	R6年度 (決 算 見 込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度
資本的 収入 支出	資本的 収入	1. 企業 債	2,095,400	1,342,400	1,105,800	997,700	1,153,500	1,561,200	1,581,600	1,360,400	1,161,200	1,062,000	1,092,900	994,500	925,400	839,500	
		うち資本費平準化債	290,700	550,300	560,400	585,600	629,600	643,400	685,500	686,100	657,000	634,000	591,100	549,500	490,400	454,500	
		2. 他 会 計 出 資 金	507,986	106,951	83,348	172,629	176,559	178,020	144,129	110,978	126,292	125,335	122,155	118,572	113,081	110,218	
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	625	1,937	1,944	1,951	42,398	42,442	42,486	42,531	41,951	41,996	42,043	42,090	
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		6. 国（都道府県）補助金	827,028	480,660	464,600	312,850	454,553	898,607	929,102	686,453	467,885	379,140	497,465	420,000	395,000	345,000	
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		8. 工 事 負 担 金	66,159	68,572	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		9. そ の 他	650	1,301	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (A)	3,497,223	1,999,884	1,654,373	1,485,116	1,786,556	2,639,778	2,697,229	2,200,273	1,797,863	1,609,006	1,754,471	1,575,068	1,475,524	1,336,808		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	純計 (A)-(B) (C)	3,497,223	1,999,884	1,654,373	1,485,116	1,786,556	2,639,778	2,697,229	2,200,273	1,797,863	1,609,006	1,754,471	1,575,068	1,475,524	1,336,808		
	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	3,025,556	1,359,171	1,087,037	803,595	1,043,651	1,913,312	1,908,777	1,429,919	1,041,731	877,427	1,100,229	951,437	902,051	802,672	
		うち職員給与費	54,420	50,424	51,937	53,495	55,100	56,753	58,456	59,041	59,631	60,227	60,829	61,437	62,051	62,672	
		2. 企業 債 償 還 金	1,560,338	1,586,126	1,619,841	1,647,771	1,686,772	1,691,583	1,749,937	1,752,033	1,713,341	1,688,084	1,646,425	1,605,541	1,531,124	1,494,512	
		3. 他会計借入返還金	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250	0	0	0	0	0	0	0	
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5. そ の 他	650	1,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計 (D)	4,642,794	3,002,847	2,763,128	2,507,616	2,786,673	3,661,145	3,714,964	3,181,964	2,765,072	2,654,511	2,556,978	2,433,175	2,297,184		
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,145,571	1,002,963	1,108,755	1,022,500	1,000,117	1,021,367	1,017,735	981,691	967,114	945,510	802,507	881,910	957,651	960,376	
補填 財源		1. 損益勘定留保資金	880,937	882,129	926,201	923,361	914,596	908,913	916,803	917,244	917,244	917,244	917,244	917,244	917,244	917,244	
		2. 利益剰余金処分額	80,462	52,290	131,316	81,342	46,054	34,667	67,149	52,311	52,311	52,311	52,311	52,311	52,311	52,311	
	3. 積立金取りくずし額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	5. そ の 他	184,172	68,544	51,238	24,723	46,602	85,136	41,349	19,778	4,261	3,927	13,951	1,818	1,996	3,407		
計 (F)	1,145,571	1,002,963	1,108,755	1,029,426	1,007,252	1,028,716	1,025,301	989,465	965,275	964,857	1,000,827	989,297	959,824	962,718			
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他会計借入金残高(G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業 債 残 高(H)		23,913,342	23,669,616	23,155,575	22,505,504	21,972,232	21,841,849	21,673,512	21,281,879	20,729,738	20,103,654	19,550,129	18,939,088	18,333,364	17,678,352		

純利益が利益剰余金
となって資本的収支
不足額に補填される

純利益が利益剰余金
となって資本的収支
不足額に補填される

適正な下水道使用料の検討について

第4回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会

越前市上下水道課

議 題

- (1) これまでの協議会について
- (2) 改定の必要性について
- (3) 基本水量について
- (4) 使用料改定案について
- (5) 改定時期について

(1) これまでの協議会について

これまでの協議会

第1回

- ・委員委嘱
- ・諮問
- ・会議の公開について
- ・下水道事業の概要について
- ・下水道事業の経営状況



第2回

- ・下水道事業の現状と課題
- ・下水道使用料の算定の考え方
- ・適正な使用料を検討する上での確認



第3回

- ・適正な使用料の検討の進め方について
- ・使用料体系について
- ・使用料改定した場合の影響について

内 容

下水道の役割の確認

汚水処理人口の減少
物価上昇
施設の老朽化の状況

経営上の課題

汚水処理に必要な経費と財源の関係

使用料算定期間の設定

必要な使用料収入

市民生活への影響

今後の協議会

		内 容
第4回	・改定の必要性について ・使用料改定案について	・改定の必要性 ・基本水量 ・新使用料体系案 ・改定時期
		
第5回	・答申案について	答申案
		
答申	市長へ答申	答申

(2)改定の必要性について

越前市の下水道について



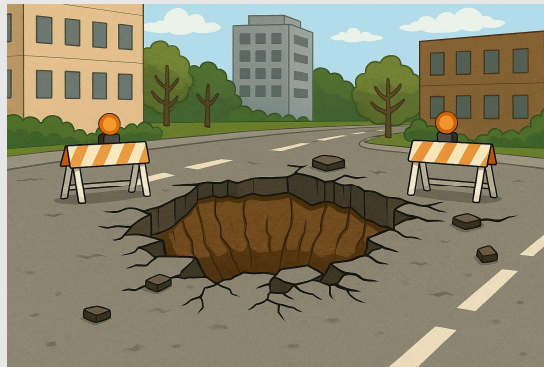
凡例	
	公共下水道区域
	公共下水道区域(今回追加)
	農業集落排水地区
	林業集落排水地区
	合併処理浄化槽整備区域
●	公共下水道処理場
■	農(林)集落排水処理場

	R6. 4. 1現在 (R5年度決算値)	処理場	事業開始	管路延長	整備率	汚水処理 人口	汚水処理 人口普及率	水洗化率
集合処理 (共同)	公共+特環下水道	3か所	昭和55年	約502km	88.7%	65,603人	81.8%	90.3%
	農林業集落排水	7か所	昭和62年	約44km	100.0%	3,317人	4.1%	91.0%
個別処理 (各住宅)	戸別公共浄化槽	415基	平成15年	—	100.0%	992人	1.2%	90.4%
	個人設置型合併浄化槽					6,233人	7.8%	
				約546km		76,145人	95.0%	

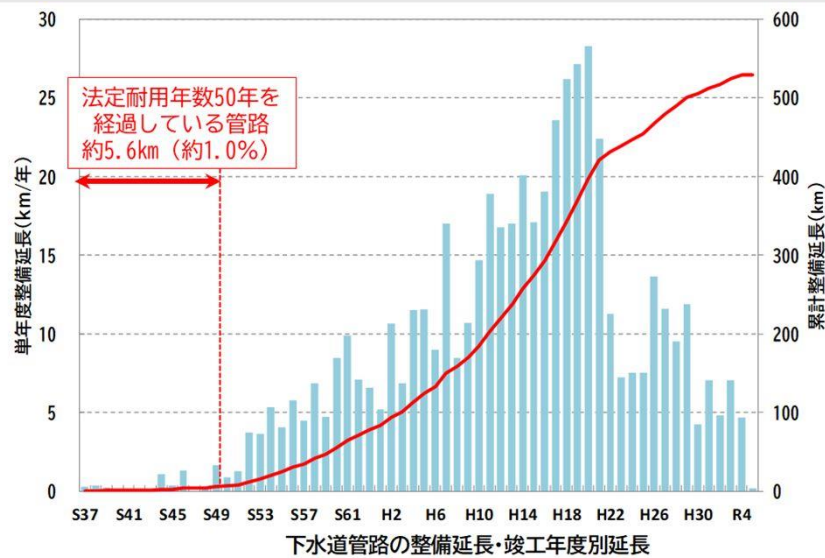
下水道事業の解決を目指したい課題①

課題

老朽化した
施設の更新



污水管
約484km
雨水管
約 18km
農林集管
約 44km
合計
約546km



課題

地震や豪雨
などの自然
災害



下水道事業の解決を目指したい課題②

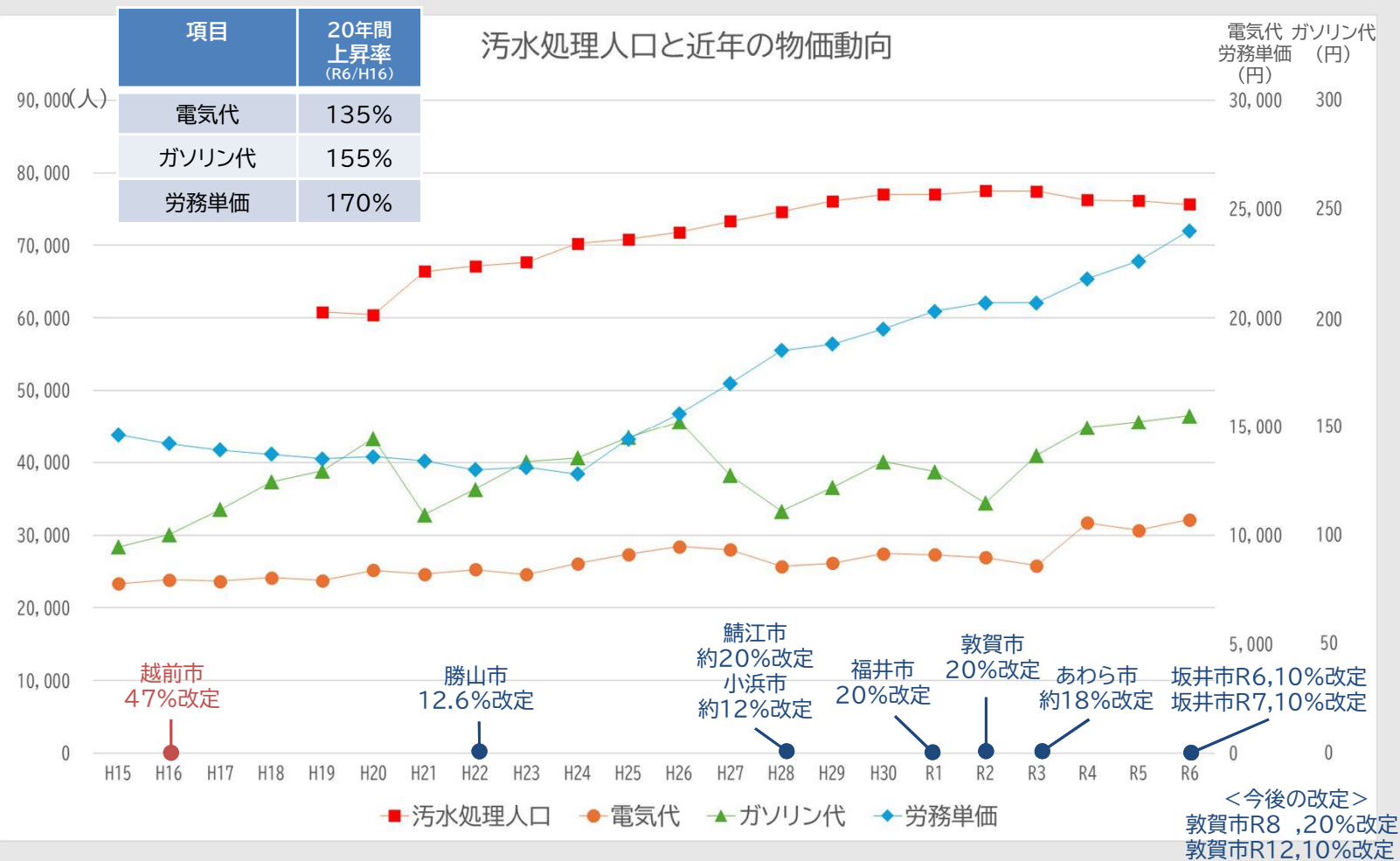
課題

急速な人口減少による収入の減少

エネルギーなどの物価高騰

(参考)

処理施設 電気代	電気料 (千円)
R4	76,388
R5	83,893
R6	99,760
R7(上半期のみ)	50,748

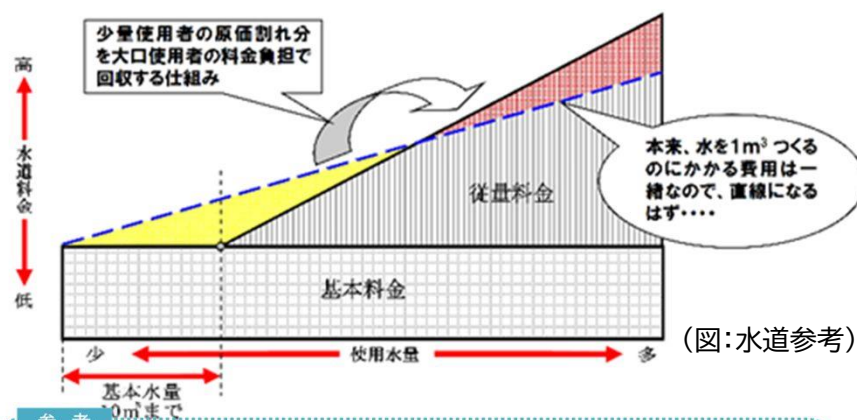


下水道事業の解決を目指したい課題③

課題

基本水量の見直し

近年、世帯の人数の減少に伴い使用量が少ない利用者が増加しています。こうした状況を踏まえ、すべての利用者に公平に使用料をご負担いただくための方策として、基本水量の見直しを検討しております。このことにより、国の指針の方向性に合わせること及び水道料金表の従量料金と区分の統一を図ります。基本水量を変更することによる使用料への影響は最小限として使用料体系を検討したいと思います。



(図:水道参考)

世帯の種類・人員別世帯数 越前市組替調整

1人世帯の割合 R2 27.5% ← 5.5%増ー H17 22.0%

各年10月1日現在
単位:世帯

		令和2年	平成27年	平成22年	平成17年	平成12年
一般世帯	総数	29,578	27,843	27,358	27,876	26,406
	1人世帯	8,129	6,749	5,407	6,137	5,352
	2人	7,957	6,866	6,803	6,098	5,337
	3人	5,365	5,219	5,341	5,012	4,651
	4人	4,322	4,444	4,868	4,949	4,624
	5人	2,073	2,328	2,468	2,582	2,789
	6人	1,099	1,372	1,680	1,860	2,196
	7人	449	623	720	960	1,106
	8人	145	186	199	225	294
	9人	35	45	42	36	45
	10人以上	4	11	10	17	12
	世帯人員	79,045	80,152	84,042	86,256	86,221
	1世帯当り人員	2.67	2.88	3.05	3.09	3.00

越前市統計年鑑より

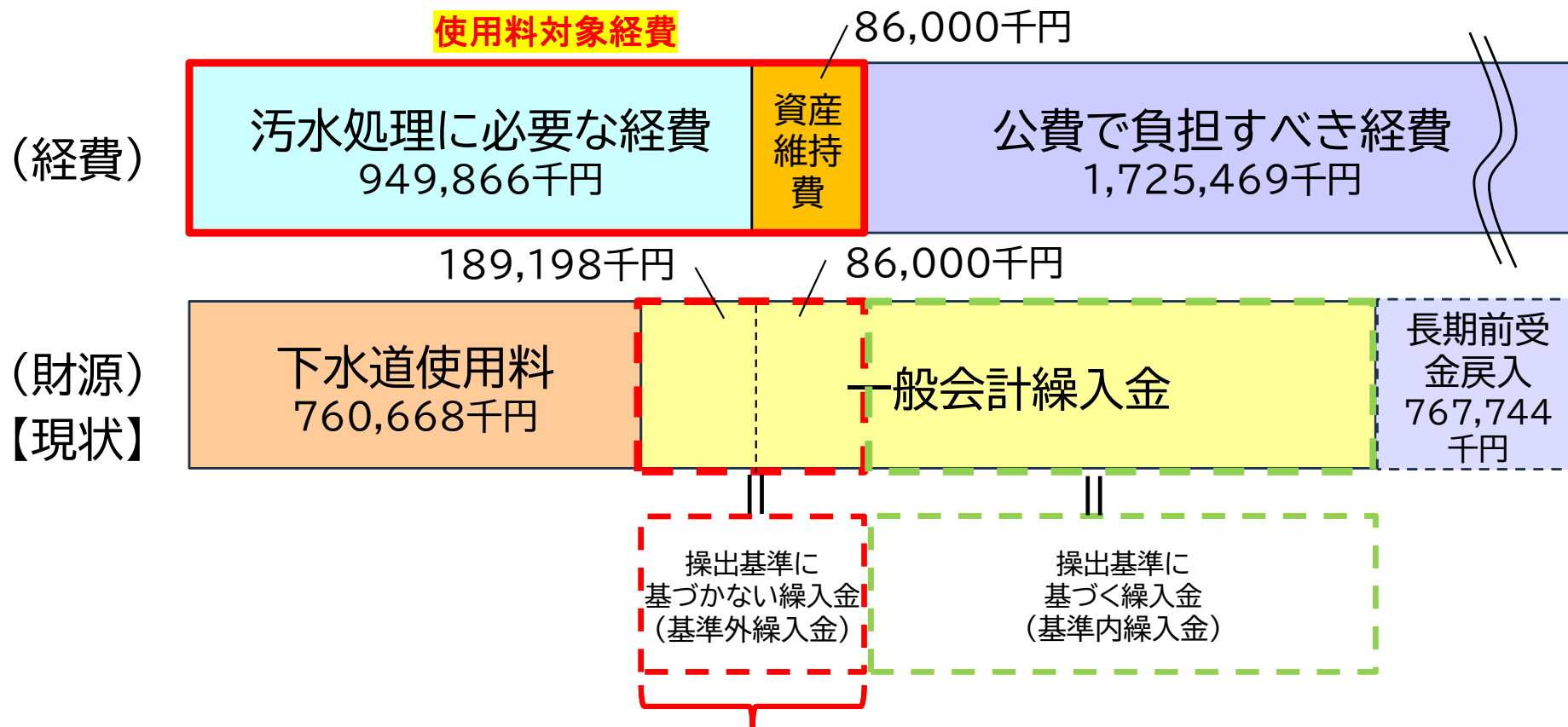
(R2.7.21国交省通知) 下水道使用料体系見直しの方向性

■ 基本水量制の廃止

基本水量内の利用者間の
負担の公平性に問題

□ 基本水量なしでの基本水量性と従量水量性の組み合わせ

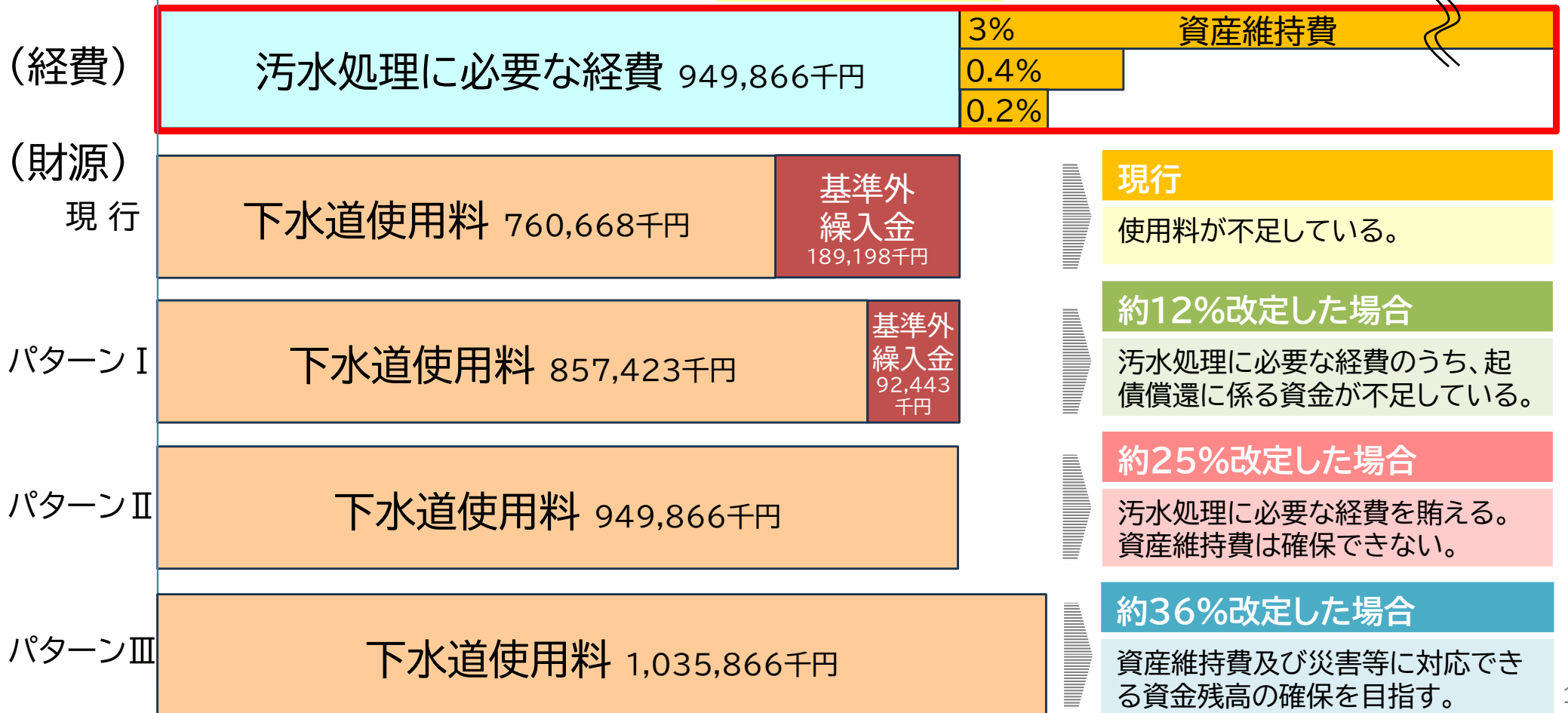
使用料対象経費と財源について



下水道使用料にて賄わなければならない

適正な下水道使用料の考え方

使用料対象経費



※パターンⅢはⅡに加え資産維持率0.2%(86,000千円)を含んで作成

(3)基本水量について

基本水量の設定

- 越前市の下水道使用料金は、現状「**基本水量あり**」としています。

基本水量の設定:

あ り

な し

- これまで基本料金には、下水道施設を整備・維持管理するための固定費の一部を負担することを目的として「基本水量」が付与されており、今回の改正(案)としては、まだ継続して必要性が高いと判断し「基本水量」を付与しております。
- しかし、家族形態、ライフスタイルの多様化や節水機器の普及などにより、基本水量を下回る世帯が年々増加傾向であることから、**基本水量の範囲内の使用者の負担の公平性**について課題の解消に取り組むたいと考えております。

基本水量のメリット

少量利用者の下水道使用料が軽減される。

基本水量のデメリット

基本料金内の利用者間の公平性が保たれない。

■国土交通省通知(令和2年7月21日)

◇下水道使用料体系見直しの方向性

基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があるものとして、基本水量性を廃止するよう見直しが求められた。

新たな下水道使用料金表(案)

現行の下水道使用料体系と下水道使用料体系(案)の変更点

	現行	新料金表 (案)
下水道 使用料体系	二部料金制	二部料金制
基本水量	あり 10m ³ /1か月	あり 5m ³ /1か月
水量区分	5段階	6段階
従量料金	逦増型	逦増型

下水道使用料 (税抜)

汚水の種類	超過水量	使用料
一般汚水	10m ³ 以下	1,100円
	10m ³ を超え30m ³ 以下 1立方メートルにつき	133円
	30m ³ を超え50m ³ 以下 1立方メートルにつき	162円
	50m ³ を超え100m ³ 以下 1立方メートルにつき	177円
	100m ³ を超え300m ³ 以下 1立方メートルにつき	192円
	300m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	206円
	10m ³	20円
	10m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	4円

浄化槽使用料

〈一般住宅〉 (税抜)	
基本料金	世帯員割料金
1世帯当り 2,300円	世帯員一人当り 500円

下水道使用料 (税抜)

汚水の種類	超過水量	使用料
一般汚水	5m ³ 以下	円
	5m ³ を超え10m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	10m ³ を超え30m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	30m ³ を超え50m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	50m ³ を超え100m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	100m ³ を超え300m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	300m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	円
	特別汚水	円
特別汚水	5m ³	円
	5m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	円

浄化槽使用料

〈一般住宅〉 (税抜)	
基本料金	世帯員割料金
1世帯当り 円	世帯員一人当り 円

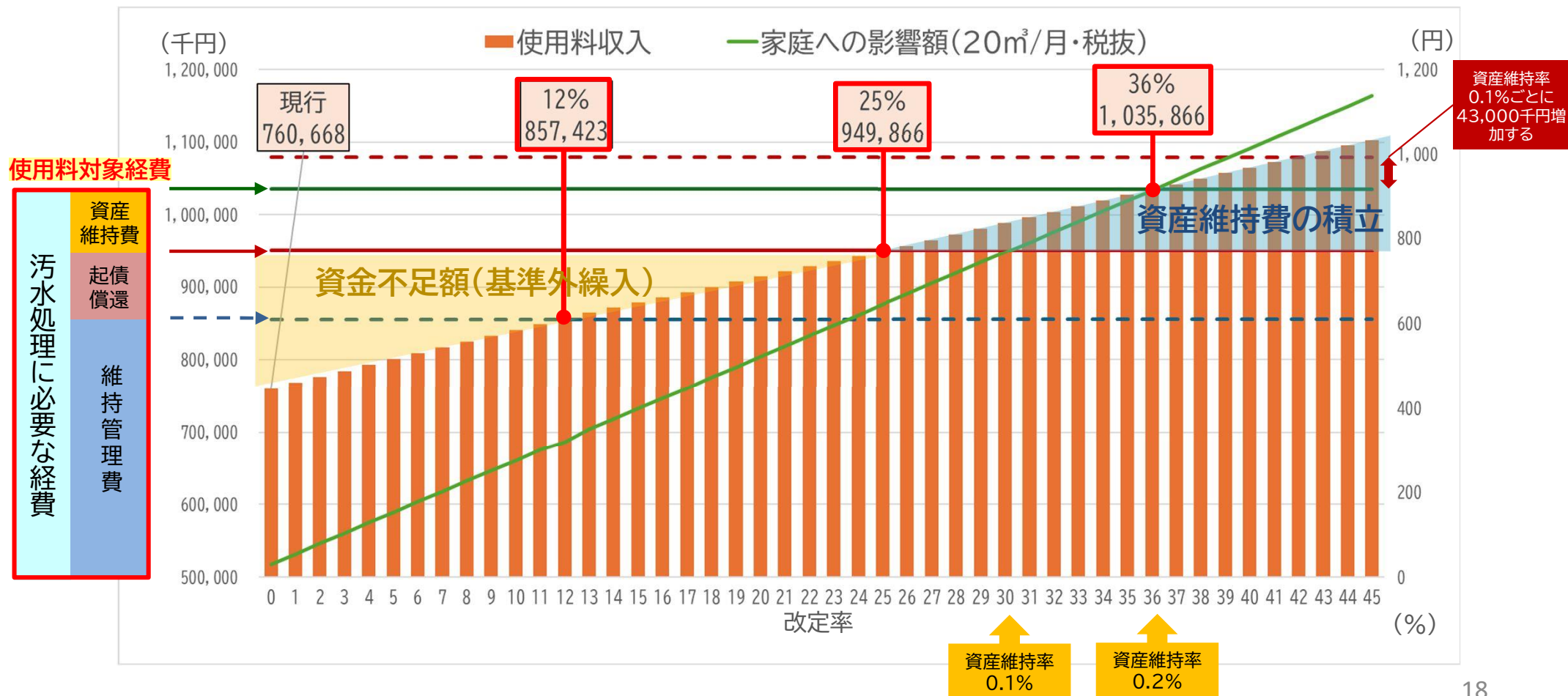
※基本水量を10m³/1か月から5m³/1か月にすることで、基本水量の範囲内だった5m³を超え10m³以下の部分については新たな水量区分を設けることとなる。

(4)使用料改定案について

委員から頂いたご意見(9月30日第3回協議会)

項 目	ご 意 見	対 応
経営方法について	汚水処理に必要な経費を下げることはできないか。	答申に附帯意見として加える。
改定率について	現行から25%までは、汚水処理に必要な経費は賄えるが、もし何かあった時の修繕や資産維持費がない。この状態になると、収入を増やさないとこれから先維持しようと思うと非常に難しいのかなと思う。 施設の老朽化対策に加え、全国的に発生している事故や異常気象への対応、さらには昨今の物価上昇を踏まえると、将来の子どもたちに過度な負担を残さないためにも、改定率36%を目指すことが望ましい。とはいえ、一度に大きな負担を求めることは困難であるため、例えば12%ずつ3回に分けて段階的に改定を行う方法も検討してはどうか。 将来に向けて責任を持って下水道を維持していく必要があると考える。企業会計は企業で賄っていくべきである。36%の改定が最も望ましいと考えるが、市民の負担感を考慮すると、今回は25%の改定が適切ではないかと考える。 影響額がこのくらいであれば仕方がないのかなと思うが、子育て世代などお金のかかる家庭はどのように感じるのかは分からない。36%改定となると、県で2番目に料金が高い市となるので、反発が大きいと思うがどう考えているのか。また、今後何年後かに、さらなる料金の見直しの予定はあるのか。 12%の改定であっても、子育て世代にとっては厳しいと感じられる。なぜその改定率なのかという点である。他の社会保障制度など、全体のバランスを踏まえた上での根拠を明確に示していただきたい。 下水道料金を上げるということは税金をあげる。物価が上がれば税収も上がるのではないか。	事務局案としては、市民生活への影響を考慮し、汚水処理に必要な経費を賄うことができる25%の改定行い、人口減少や物価高騰、老朽化や災害に対応できる安心安全な下水道事業の運営を目指したい。 委員に頂いた意見は附帯意見として答申案に記載することを提案する。
周知方法について	市民への周知なので、市のホームページに情報を載せるだけというような対応はせず、地道に住民説明をしっかりとっていただきたい。	答申に附帯意見として加える。

各種経費と各改定率ごとの使用料収入



改定率ごとの課題と財源確保状況

※月20立方
メートルの場合

改定率	改定率の根拠	経営の状況及び委員の意見	20m ³ /月 影響額 (税抜)
0%	現在の料金体系。	使用料だけでは経費を賄えず、市の税金(基準外繰入金)で補填。税金は使用者以外も負担しており、独立採算の原則に反している。将来世代に課題を残す。	
12%	汚水処理に必要な維持管理費を確保	維持管理費は賄えるが、起債償還に必要な資金は税金で補填。税金負担が残り、独立採算の原則に沿っていない。	320円
25%	維持管理費＋起債償還を確保	必要な資金は賄えるが、経営に余裕はない。急な修繕や災害対応には不安。市民生活への影響を考えると、これ以上の改定率と比較すると適正である。	645円
36%	維持管理費＋起債償還＋資産維持費(資産維持率0.2%)を確保	将来の更新や物価上昇にも対応でき、計画的な経営が可能。市民生活への影響は大きい、最も安定した運営ができる。	915円

各改定率における 使用料体系(案)と影響額

新使用料体系(案)

12%の場合

	基本水量 (m ³)	基本使用料 (円)		従量水量 (m ³)	従量使用料 (円/m ³)	
現行	10m ³	1,100		10m ³ を超え30m ³	133 円	
				30m ³ を超え50m ³	162 円	
				50m ³ を超え100m ³	177 円	
				100m ³ を超え300m ³	192 円	
				300m ³ を超え	206 円	
改定率 12%	5m ³	1,120	※2 1.8%	5m ³ を超え10m ³	22円	※1 新設
				10m ³ を超え30m ³	149 円	12%
				30m ³ を超え50m ³	181 円	12%
				50m ³ を超え100m ³	198 円	12%
				100m ³ を超え300m ³	215 円	12%
				300m ³ を超え	231 円	12%

※1 新設5m³×22円=110円分を基本料増加分から減額(1,100×112%－110円＝1,120)10円以下切り捨て

※2 基本使用料の増加割合を押さえる。

使用料改定の影響について(1カ月分の使用料・税抜)

12%の場合

ケース1 使用水量が1カ月8 m^3 の場合 (単身世帯など)



現 行	改定後
1,100円	1,186円 (+86円)

ケース2 使用水量が1カ月16 m^3 の場合 (2人世帯など)



現 行	改定後
1,898円	2,124円 (+226円)

ケース3 使用水量が1カ月20 m^3 の場合 (3～4世帯など)



現 行	改定後
2,430円	2,720円 (+290円)

ケース4 使用水量が1カ月30 m^3 の場合 (5～6人世帯など)



現 行	改定後
3,760円	4,210円 (+450円)

新使用料体系(案)

25%の場合

	基本水量 (m ³)	基本使用料 (円)		従量水量 (m ³)	従量使用料 (円/m ³)	
現行	10m ³	1,100		10m ³ を超え30m ³	133 円	
				30m ³ を超え50m ³	162 円	
				50m ³ を超え100m ³	177 円	
				100m ³ を超え300m ³	192 円	
				300m ³ を超え	206 円	
改定率 25%	5m ³	1,250	※2 13.6%	5m ³ を超え10m ³	25円	※1 新設
				10m ³ を超え30m ³	166 円	25%
				30m ³ を超え50m ³	203 円	25%
				50m ³ を超え100m ³	221 円	25%
				100m ³ を超え300m ³	240 円	25%
				300m ³ を超え	258 円	25%

※1 新設5m³×25円=125円分を基本料増加分から減額(1,100×125%－125円=1,250)

※2 基本使用料の増加割合を押さえる。

使用料改定の影響について(1カ月分の使用料・税抜)

25%の場合

ケース1 使用水量が1カ月8 m^3 の場合 (単身世帯など)



現 行	改定後
1,100円	1,325円 (+255円)

ケース2 使用水量が1カ月16 m^3 の場合 (2人世帯など)



現 行	改定後
1,898円	2,371円 (+473円)

ケース3 使用水量が1カ月20 m^3 の場合 (3～4世帯など)



現 行	改定後
2,430円	3,035円 (+605円)

ケース4 使用水量が1カ月30 m^3 の場合 (5～6人世帯など)



現 行	改定後
3,760円	4,695円 (+935円)

新使用料体系(案)

36%の場合

	基本水量 (m ³)	基本使用料 (円)		従量水量 (m ³)	従量使用料 (円/m ³)	
現行	10m ³	1,100		10m ³ を超え30m ³	133 円	
				30m ³ を超え50m ³	162 円	
				50m ³ を超え100m ³	177 円	
				100m ³ を超え300m ³	192 円	
				300m ³ を超え	206 円	
改定率 36%	5m ³	1,360	※2 23.6%	5m ³ を超え10m ³	27円	※1 新設
				10m ³ を超え30m ³	181 円	36%
				30m ³ を超え50m ³	220 円	36%
				50m ³ を超え100m ³	241 円	36%
				100m ³ を超え300m ³	261 円	36%
				300m ³ を超え	280 円	36%

※1 新設5m³×27円=135円分を基本料増加分から減額(1,100×136%－135円÷1,360)10円以下切り捨て

※2 基本使用料の増加割合を押さえる。

使用料改定の影響について(1カ月分の使用料・税抜)

36%の場合

ケース1 使用水量が1カ月8m³の場合 (単身世帯など)



現 行	改定後
1,100円	1,441円 (+341円)

ケース2 使用水量が1カ月16m³の場合 (2人世帯など)



現 行	改定後
1,898円	2,581円 (+683円)

ケース3 使用水量が1カ月20m³の場合 (3～4世帯など)



現 行	改定後
2,430円	3,305円 (+875円)

ケース4 使用水量が1カ月30m³の場合 (5～6人世帯など)



現 行	改定後
3,760円	5,115円 (+1,355円)

その他の使用料体系における改定案について

【現行】

特別汚水

特別汚水	10m ³	20円
	10m ³ を超えるもの	4円
	1立方メートルにつき	

浄化槽使用料体系表

〈一般住宅〉

(税抜)

基本料金	世帯員割料金
1世帯当り 2,300円	世帯員一人当り 500円

〈戸別公共浄化槽(その他の建築物)〉

(税抜)

区分	月額使用料の額
7人槽まで	6,600円
8から10人槽	8,100円
11から15人槽	11,300円
16から20人槽	14,800円
21から30人槽	21,500円

【料金改定案】

特別汚水

特別汚水	5m ³	25円
	5m ³ を超えるもの	5円
	1立方メートルにつき	

浄化槽使用料体系表

〈一般住宅〉

(税抜)

基本料金	世帯員割料金
1世帯当り 2,870円	世帯員一人当り 630円

※10円以下切り捨て

※10円以下切り上げ

〈戸別公共浄化槽(その他の建築物)〉

(税抜)

区分	月額使用料の額
7人槽まで	8,250円
8から10人槽	10,120円
11から15人槽	14,120円
16から20人槽	18,500円
21から30人槽	26,870円

※10円以下切り捨て

